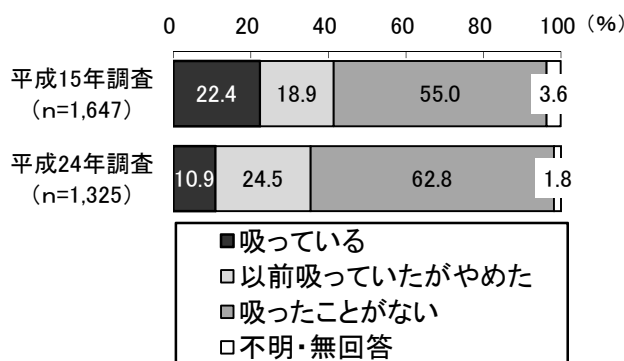


(4) 喫煙・COPD

<現状・課題>

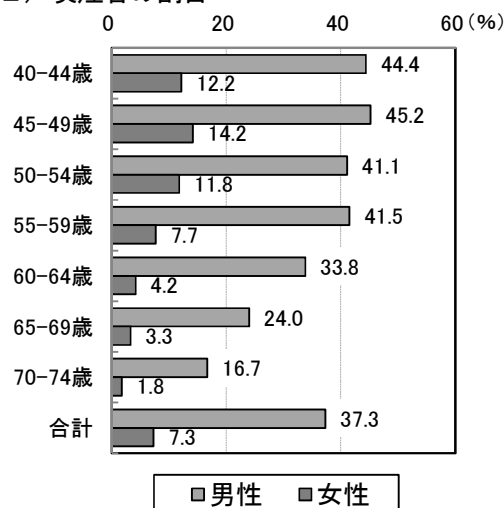
- 喫煙率は低下していますが、男性では、40歳代から50歳代の喫煙率が40%を超えています。女性の喫煙率は男性に比べると低くなっていますが、40歳代から50歳代は他の年齢に比べると高くなっています。(図1、2)
- ^{※25}COPD(慢性閉塞性肺疾患)の認知度が低い状態です。(図3)長期にわたる喫煙習慣がCOPDの主要原因であるため、COPDの早期発見とともに、禁煙対策に取り組む必要があります。
- 妊娠・子育て中の喫煙率は低下していますが、0%には至っていません。(図4)妊娠中からの禁煙への取組みが必要となっています。

(図1) 喫煙率の比較



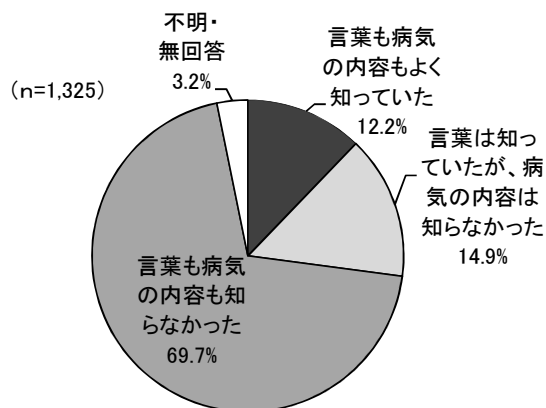
資料：平成24年度「刈谷市健康づくりに関する調査結果報告書」

(図2) 喫煙者の割合



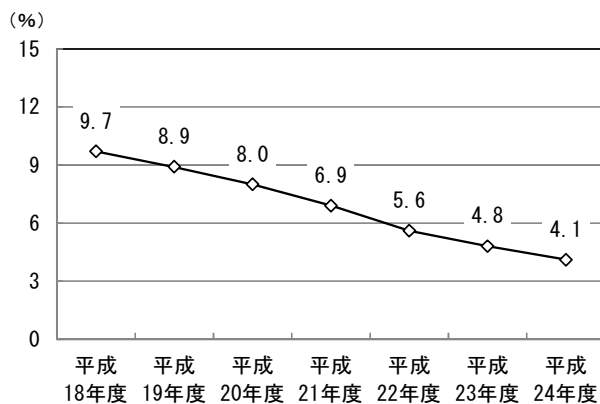
資料：「特定健診・特定保健指導情報データを活用した分析」
(平成25年3月)愛知県

(図3) COPDの認知度



資料：平成24年度「刈谷市健康づくりに関する調査結果報告書」

(図4) 妊娠・子育て中の喫煙の推移



資料：4か月児健康診査すこやか親子アンケート

^{※25} COPD(慢性閉塞性肺疾患)：有害な化学物質や粉じんを長期間にわたって吸い続けることで起きる肺機能低下や炎症性疾患。咳、たん、息切れといった初期症状から徐々に呼吸障害が進行するもので、最大の原因は喫煙とされる。

<基本的な考え方>

喫煙は、がん、循環器疾患、糖尿病に共通する危険因子であり、呼吸器疾患（COPDなど）、周産期異常の原因でもあります。また、^{※26}受動喫煙は、虚血性心疾患、肺がんに加え、乳幼児のぜん息や呼吸器疾患、^{※27}乳幼児突然死症候群（SIDS）の原因となります。そのため、喫煙リスクに関する教育や受動喫煙防止対策を推進するなど社会環境の整備を進めることが必要です。

また、有害な化学物質や粉じんを長期間にわたり吸い続けることで起きる肺機能低下や炎症性の疾患であるCOPDの認知度が低いため、未受診・未診断となっているおそれがあります。COPDは、禁煙による予防と薬物療法による治療が可能な疾患であるため、COPDに関する知識の普及、禁煙指導などに取り組み、早期発見による早期治療の推進を図る必要があります。

重点目標

喫煙率の低下・受動喫煙の防止

目標項目	現状値	目標値
喫煙率の減少（40～74歳）	男性 37.3% 女性 7.3% (平成22年度)	男性 23.0%以下 女性 5.0%以下 (平成35年度)
妊娠中の喫煙率の減少	 2.1% (平成24年度)	0% (平成35年度)
子育て中の家庭における同居家族の喫煙者の割合の減少	 4か月児 36.6% 1歳6か月児 38.4% 3歳児 40.1% (平成24年度)	20.0%以下 (平成35年度)

本市の喫煙率は男女ともに減少しており、改善している状況ですが、さらなる取組みが必要です。特に、妊娠中の喫煙は胎児にも様々な影響を及ぼす危険性があるため、妊娠中の喫煙をなくすことをめざします。

また、乳幼児を持つ家庭に対し、受動喫煙の危険性について周知・啓発を進めることで子育て中の家庭における同居家族の喫煙者の割合の減少をめざします。

^{※26} 受動喫煙：非喫煙者が、喫煙者の吐き出す煙や、たばこから直接出る煙を吸い込むこと。副流煙は主流煙に比べて数倍の有害物質が含まれるとされており、平成24年6月8日に閣議決定された「がん対策推進基本計画」や平成25年度から開始された「健康日本21（第二次）」では、受動喫煙に関する数値目標が盛り込まれるなど、受動喫煙防止対策が強化されている。

^{※27} 乳幼児突然死症候群（SIDS）：それまで元気だった赤ちゃんが、事故や窒息ではなく眠っている間に突然死亡してしまう病気。生後2か月から6か月に多く、まれに1歳以上でも発症することがある。

環境目標

喫煙の害に関する知識の普及

目標項目		現状値	目標値
未成年者の喫煙をなくすため、市内の中学・高校と健康課が連携して啓発を実施した校数の増加		0校 (平成24年度)	11校 (平成35年度)
COPDの知識の普及啓発をする事業数の増加		1事業 (平成24年度)	34事業 (平成35年度)

未成年者の喫煙率は、前計画当初に比べ改善しましたが、0%ではありません。心身の発達に重要な時期である未成年の喫煙を防ぐため、学校においてたばこの害についての正しい知識の普及を図ります。

また、COPDについては、未受診、未診断となることで症状が悪化・重症化してしまうことがないように、認知度を高めるための啓発活動に努めます。

受動喫煙の防止

目標項目		現状値	目標値
市内公共施設の ^{※28} 受動喫煙防止対策実施施設数の増加		75 (平成24年度)	85 (平成35年度)

「健康増進法」の施行に伴い、多数の者が利用する施設では、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずることが努力義務とされています。喫煙は様々な生活習慣病と関連が深く、また、受動喫煙は周囲の非喫煙者に対しても影響を及ぼします。このため、市内の公共施設において、愛知県が認定する受動喫煙防止対策実施施設の増加をめざします。

<行政の取組み>

★ 喫煙が健康に及ぼす影響についての正しい知識の普及

- 喫煙率を低下させ、受動喫煙を防ぐため、広報誌やホームページ、各種イベントなどを通じてたばこの影響、受動喫煙防止、禁煙治療と相談窓口に関する情報提供を行います。
- COPDに関する認知度を上げるため、たばこやCOPDに関する健康教育を行います。
- 企業等と連携し、ポスター掲示やリーフレットの設置を行います。

★ 妊婦の喫煙が健康に及ぼす影響についての正しい知識の普及

- 妊娠中の喫煙率を減少させるため、たばこの影響について健康教育を行います。
- 医療機関と連携し、ポスター掲示やリーフレットの設置を行います。

^{※28} 受動喫煙防止対策実施施設：多数の者が利用する施設であり、かつ、建物内全体が禁煙で、そのことを標示しており、屋内には灰皿が置いていない施設のことで、愛知県が実施する「受動喫煙防止対策推進事業」に基づき、保健所長から認定を受けた施設。

★ 未成年者への喫煙防止対策の推進

○中学校・高校と連携し、リーフレット等の配布を行います。

★ 受動喫煙防止対策の推進

○市内各公共施設の状況に応じた適切な受動喫煙防止対策を進めます。

<団体・企業等に求められる取組み>

- 未成年者の喫煙を防止する環境をつくれます。
- 企業や飲食店での分煙、禁煙を推進します。
- 未成年者にたばこを販売しません。

<市民に求められる取組み>

- たばこによる健康への影響について学びます。
- 未成年者は喫煙をしません。
- 禁煙に向けて努力します。

禁煙はみんなの健康 たばことサヨナラしよう！

